

船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を 定める告示

昭和五十五年一月二十九日
運輸省告示第五十六号

改正 平成一七年 三月二九日国土交通省告示第 三六〇号
同 三一年 四月一六日同 第 五八三号
令和 元年 六月一九日同 第 一八三号

船舶安全法施行規則第一条第四項の告示で定める特殊な構造又は設備を有する船舶は、次のとおりとする。

- 一 水陸両用船
- 二 水面上に翼を有する船舶であって、船舶の航行中に船体の重量を船底に作用する浮力及び揚力並びに翼に作用する揚力により支えることができるもの
- 三 長さ三メートル以上又は推進機関の連続最大出力が一・五キロワット以上の小型船舶であって、遠隔操縦により人が制御できる機能を有するもの
- 四 浮体式洋上風力発電施設

附 則（平成一七年三月二九日国土交通省告示第三六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年四月一六日国土交通省告示第五八三号）
この告示は、平成三十一年六月三日から施行する。

附 則（令和元年六月一九日国土交通省告示第一八三号）
この告示は、公布の日から施行する。